



氏名	大西英敏
事務所	大西綜合法律事務所
住所	東京都港区浜松町1-12-11丸芝ビル5階
電話	03-5473-0691
FAX	03-5473-0527
E-mail	ttn3hrf232@mx4.ttcn.ne.jp

主な経歴

学歴	昭和47年3月 都立九段高等学校卒業 昭和52年3月 早稲田大学法学部卒業 昭和61年3月 最高裁判所司法研修所卒業
職歴	昭和55年～同59年3月 東京都職員 昭和61年4月 弁護士登録 平成13年度日本弁護士連合会常務理事 平成24年度東京弁護士会副会長
弁護士活動	日弁連司法制度調査会 日弁連日本司法支援センター推進本部 東弁法律相談センター運営委員会
その他	日本交通法学会会員 平成11年4月～同15年3月 東京都法律相談員・大田区法律相談員 平成16年9月～同27年3月 東海大学法科大学院講師(民法) 平成21年4月～同26年3月 大田区法律相談員 平成23年4月～ 品川区法律相談員 平成26年4月～ 港区法律相談員(学校相談員兼務) 平成26年1月～令和元年12月 法務省人権擁護委員(品川区) 平成26年4月～令和2年3月 自賠責保険・共済紛争処理機構 紛争処理委員 令和2年4月～ 自賠責保険(共済)審査会委員 令和2年4月～ 港区都市計画審議会委員 令和3年1月～ 品川区公益通報委員 日本交通法学会会員

自己紹介

著作・論文	「交通事故実務マニュアル」監修 「民事保全の申立手続きと審理執行」「遺産分割マニュアル」監修 「刑事弁護マニュアル新版」、「外国人入国救済事例」監修 「交通損害賠償の基礎知識上下」、「こんな時どうする自動車事故」監修 「債権法改正 事例にみる 契約ルール改正のポイント」「実務解説 改正債権法」 「交通賠償実務の最前線-公益財団法人日弁連交通事故相談センター設立50周年記念出版」
関与した判例要旨	① 女兒の逸失利益事件(東高平13・8・20判時1757P38) ② 新橋場外車券場事件住民側(東地平10・10・20判時1679P20) ③ 受取人が相続人の死亡保険金の分配割合(最判平6・7・18最高裁判例解) ④ 梨状筋症候群の因果関係を認め別途協議の示談には慰謝料、過失利益に限る記載なく、示談後の治療費、休業損害も認め素因で3割減額した事件(横地平17・3・14自動車保険ジャーナル1643P12) ⑤ 疼痛学会基準には該当しないが10級RSDを認めた事件(東地平20・3・18自動車保険ジャーナル1747P14) ⑥ 破綻した信用組合及理事に対する組合員の損害賠償請求が一部認容された事件(東京高裁判時1964P50)

- ⑦ 区役所設置の「とまれ」は注意喚起するものとし出合頭衝突の自転車の過失を25%とした事件
(東京地裁自動車保険ジャーナル1847P168)
- ⑧ 慢性硬膜下血腫等から自賠責7級高次脳機能障害を残した56歳有職主婦Xにつき、「Xは左頬骨を骨折する」等の傷害で、「脳萎縮の進行が認められる」等から、「高次脳機能障害との因果関係を否定するのは妥当ではない」とした事件(静岡地裁自動車保険ジャーナル1873P31)
- ⑨ 交通事故による脳の障害について、自賠責では当初否定し神経症状として12級相当、異議申し立てにより器質的な高次脳機能障害を認めて7級を認定したが、1審(交通専門部の東京地裁27部)では一転して当初の認定通り意識障害、画像所見等から器質的な高次脳機能障害を否定し12級相当とされた。これに対し、控訴審では意識障害、画像所見等から器質的な高次脳機能障害は認められないが神経症状から脳の障害は9級相当とし、1審を変更した事件(東京高裁自動車保険ジャーナル1930P14)
- ⑩ 1.いわゆる真正商品の並行輸入に関し、商標が商品自体に付されているのではなく、商品の広告に付されている場合について判断した事例
2.いわゆる真正商品の並行輸入に関し、外国の商標権者と我が国の商標権者とが異なる場合の商品の品質管理可能性について判断した事例(東京高裁 判時第2371号)

事務所ホームページ:<https://oonishisougou.com/>

あっせん人・仲裁人としてのコメント

1. 基本的に弱者救済を志向する。
2. 当事者の希望をできるだけ実現することを目指す。
3. 難事件でも諦めずに創意工夫をもって解決することを目標としている。

経験ある分野・担当可能な分野

公害, 日照, 労働, 行政, 税務, 借地借家, 倒産, 親族, 相続, 医療問題, 建築紛争, 交通事故, 不動産取引
金融取引, セクハラ, 商標